

## 回答書

令和2年6月26日

特定非営利法人 消費者機構日本 御中

(03-5216-6077)

〒634-0804

奈良県橿原市内膳町5-3-31 フクダ不動産八木駅前ビル3階

奈良総合法律事務所

TEL:0744-23-8611/FAX:0744-25-5911/Email: narasougou-lo@nifty.com

株式会社エスクリ代理人

弁護士 荒木 秀夫

1 当職は、株式会社エスクリ（以下「当社」といいます。）の代理人として、貴法人の当社に対する令和2年5月20日付申入書に対し、以下のとおり回答いたします。

2 申入れ事項1について

(1) 貴法人は、当社の共通約款11条3項(1)①（以下「本件条項」といいます）に定める解約料10万円は、平均的損害を超えるものであって、当該超える部分は消費者契約法9条1号により無効であると主張されています。

(2) しかしながら、本件条項に定める解約料10万円は、以下の理由から、平均的損害を超えるものではないものと思料します。

ア 結婚式・披露宴の契約が成立した以上、当社は、当該契約により一定の利益を得られるものと期待します。しかしながら、お客様による解約によって、当社は当該契約により期待した得べかりし利益（逸失利益）を失うこととなります。したがって、解約により当社が被る損害は、かかる逸失

利益が基礎となります。

消費者契約法9条1項にいう「損害」に、このような逸失利益が含まれることは、過去の複数の裁判例において認められているところです。

イ 現在、当社における挙式披露宴の平均組単価、粗利率、再販率などの数字を調査中です。調査が完了し次第、あらためてご通知いたしますので、今しばらくお時間を下さいますようお願いいたします。

### 3 申入れ事項2について

当社においては、ご指摘にかかるような不当な勧誘の事実は確認できておりませんが、申入れの趣旨については異論ありません。

当社においても、退去妨害と評価されるような不当な勧誘行為を行わないよう、従業員にあらためて周知徹底いたします。

4 今後は本件について、当職が窓口となりますので、何かありましたら当職宛てご連絡くださいますようお願いいたします。

以上